

# 『立正安国論』の一考察

——日蓮聖人滅後における『立正安国論』奏進の継承——

古 河 良 啓

## 一、はじめに

日蓮聖人の『立正安国論』を受け止めようとする時、『立正安国論』とは聖人においてどのような意味を持つ書であるのか、そして聖人はなぜ『立正安国論』を書かねばならなかったのかを知ることが自身の課題である。

このような関心から、前号の紀要では聖人における『立正安国論』の位置づけを遺文に確認した<sup>①</sup>。その結果、聖人が諸遺文に『立正安国論』の書名を挙げられ、その述作の由来や意味について記されていること、それは『立正安国論』述作以降、晩年の遺文にまで散見されることから、聖人が生涯を通して『立正安国論』を意図し続けられていたことが確認できた。

それでは、その生涯を一貫した『立正安国論』を、そもそも聖人はなぜ述作し、為政者へ向けて上奏に及んだ

のであろうか。その行動の理念を推察するとき、考察の一つの視点として、聖人の述作と上奏という行動を、聖人滅後の門弟がどのように受け止めていたのか、という滅後の門弟の行動が浮かび上がる。

聖人の滅後、六老僧をはじめとする諸先師が諫曉活動を行ったことは、望月敏厚先生が『日蓮宗学説史』<sup>②</sup>の中で、日蓮聖人滅後数十年間を「安国論を中心とせる時代なるは明らかなり」と指摘されているように周知の事実である。

また、門弟の諫曉における先行研究として、渡辺宝陽先生は『日蓮宗信行論の研究』<sup>③</sup>において編年体形式に整理されており、そこには多くの先師が「申状」をもって公家や時の為政者を諫曉した歴史を見ることが出来る。このような門弟による諫曉の歴史を通覧するとき、そこには聖人の『立正安国論』の述作と上奏という一連の行

動の理念を、諫暁という形で門弟が継承していったことが推察されるのである。

そこで本稿では、望月先生、渡辺先生の先行研究に示唆を受け、聖人滅後における門弟の諫暁の歴史を確認し、聖人の諫暁の精神を門弟がどのように継承したのか検討することで、聖人の『立正安国論』上奏の理念について考察していきたい。

## 二、聖人滅後における門弟の諫暁

前述の『日蓮宗信行論の研究』において、渡辺先生は聖人滅後における門弟の諫暁を合計「四十三」挙げられている。<sup>6)</sup>

この渡辺先生の表をもととして、門弟の諫暁を管見の限り確認してみると、新たに六項目を加えた合計「四十九」の諫暁を確認でき、左記の資料Ⅰのようになる。<sup>6)</sup>

### 【資料Ⅰ】

著者名	書名	年代	副進	出典	備考
1 日昭	申状	弘安八年(二八五)四月□日		『宗全』一卷・七頁	
2 日朗	申状	弘安八年(二八五)□月□日		『宗全』一卷・二一頁	
3 日興	申状	正応二年(二九一)一月□日	一卷『立正安国論』 文永八年申状	『宗全』一卷・九五頁	
4 日頂	申状	正応四年(二九一)三月	一卷『立正安国論』	『宗全』一卷・四〇頁	
5 日弁	訴状	永仁元年(二九三)五月二十六日	一卷『立正安国論』	『宗全』一卷・八八頁	
6 日高	申状	正安四年(三〇二)三月□日	一卷『立正安国論』	『宗全』一卷・四七頁	『中山法華経寺史料』に『日高申状案』収録(二八頁)。
7 日像	目安	年不詳 ※備考参照		『宗全』一卷・二五七頁	『中世日蓮教団史攷』では徳治二年(三〇七年)頃と推定(一〇頁)。
8 日像	訴状	延慶三年(三三〇)六月二十三日	一卷『立正安国論』	『宗全』一卷・二四七頁	諫暁
9 日興	申状	嘉暦二年(三二七)八月□日	一卷『立正安国論』	『宗全』二卷・九七頁	
10 日向	申状	嘉暦四年(三二九)一月二十九日	一卷『立正安国論』	『宗全』一卷・三六頁	

23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
日郷	日行	日代	日祐	日妙	日尊	日道	日樹・日祐	日樹・日祐	日目	日祐	日目	日興
申状		申状		申状	申状	申状	申状案	申状	不明	申状		申状
康永四年（一三四五）三月□日	暦応五年（一三四二）三月	暦応三年（一三三〇）八月□日	暦応三年（一三四〇）	暦応二年（一三三九）十月二十五日	暦応元年（一三三八）十一月	延元元年（一三三六）二月	年不詳	建武元年（一三三四）七月四日	建武元年（一三三四）七月四日	建武元年（一三三四）七月四日	元弘三年（一三三三）十一月□日	元徳二年（一三三〇）三月□日
	一通 通 通 通 通 つ	一卷 『立正安国論』 三時弘経凶	一卷 『立正安国論』 三時弘経凶	一通 通 通 通 通 通	一卷 『立正安国論』 三時弘経次第	一通 通 通 通 通 通			不明	一通 通 通 通 通 通	一卷 『立正安国論』 先師日興上人申状 三時弘経次第	先師申状等 一卷 『立正安国論』 文永五年申状 同年申状 所造書籍等
『宗全』二卷・二七八頁	『日興門流上代事典』三六九頁	『宗全』二卷・二三〇頁	『中世日蓮教団史攷』一〇頁	『宗全』二卷・二六七頁	『宗全』二卷・二八九頁	『宗全』二卷・二五九頁	『中山法華経寺史料』四三頁	『宗全』一卷・四〇三頁	不明	『宗全』一卷・四四七頁	『宗全』二卷・二〇一頁	『宗全』二卷・九九頁
					諫曉				出典確認できず		上奏	

38	日親	立正治国論	永享十二年（一四四〇）五月六日			『教団全史』上・二六七頁	諫暁
37	日親	訴状	永享十一年（一四三九）五月六日			『植谷鈔』（『日教研紀要』創刊号所収・五頁）	今出川に於いて庭中
36	玉泉日伝		永享四年（一四三二）			『宗全』一八卷・八四頁	善政に諫暁
35	日有		永享四年（一四三二）三月	一通 一通 一通 一通	『日興門流上代事典』三三三・三三七頁	『教団全史』上・二七一頁	上洛奏問
34	日仁・日実・日運		応永十五年（一四〇八）	一卷 『立正安国論』	『宗全』五卷・六三頁	『教団全史』上・二二四頁	義持に直奏
33	日仁・日実		応永十年（一四〇三）五月二十一日	一卷 立正安国論副記	『宗全』五卷・六三頁	『教団全史』上・二二四頁	叡覽に供える
32	日仁・日実		応永十年（一四〇三）五月一日	※備考参照	『宗全』五卷・六三頁	『教団全史』上・二二四頁	内裏清涼殿に『立正安国論』後小松天皇に申状を進覽
31	日道	申状	応永十年（一四〇三）九月二十二日	一卷 『立正安国論』三時弘経図	『宗全』二卷・二六一頁		
30	日実等		応永六年（一三九八）六月□日 （一）		『教団全史』上・二二四頁	『宗全』五卷・六三頁	関東管領氏満に奏問諫暁
29	日仁・日実		応永五年（一三九八）六月□日		『宗全』五卷・六三頁		諫暁（義持に直訴）
28	日仁・日実	目安申状	応永五年（一三九八）五月二十六日		『宗全』五卷・六二頁		
27	日仁・日実		元中八年（一三九一）三月		『教団全史』上・二二二頁		將軍義満に底中
26	日仁・日実		元中八年（一三九一）一月□日		『教団全史』上・二二二頁		將軍義満に底中
25	日仁・日実		永徳二年（一三八二）		門徒故事（日運記）『宗全』五卷・四一頁		第二回諫暁
24	日仁・日実		永徳元年（一三八一）六月十八日		日什御奏聞記録（日穆記）『宗全』五卷・八頁		二条関白師嗣に内奏六月二十一日、管領波義將に謁す

39	大聖寺日延		年不詳		『宗全』五卷・一〇二頁 『教団全史』上・二二四頁	諫暁
40	大周院日聰		年不詳		『宗全』五卷	諫暁
41	日院		享徳二年（一四五三） 長祿三年（一四五九）		『教団史概説』六〇頁 日眼諫暁	中山日院の代官として学頭
42	日延		寛正元年（一四六〇）		『教団史概説』六〇頁	諫暁
43	平賀日意		寛正元年（一四六〇） 寛正六年（一四六五）十月□日		『教団全史』上・二七三頁 『宗全』一九卷・二〇五頁	諫暁上奏
44	日住	申状	文安元年（一四四四）	一卷『妙法治世集』		
45	日住	目安	寛正六年（一四六五）十月□日	末法相応本化所立之法華宗 法門之条々		
46	日奥	法華宗諫状	文祿四年（一五九五）九月二十五日	安国論由来記		
47	日奥	法華宗奏状	文祿五年（一五九六）九月十三日		『万代亀鏡録』上	
48	日奥	日奥仮名書 諫状	慶長三年（一五九八）十月十三日		『万代亀鏡録』上	台東区本寿寺所蔵
49	日進	諫暁書	文化十二年（一八一五）五月		『大崎字報』一六〇号 岡山県古文書緊急調査『不 受不施派史料目録（二）』 文書篇	日長弟子得精・日進

資料Ⅰで新たに加えた門弟の諫暁は、七番の日像・二十番の日祐・二十二番の日行・三十七番の日親・四十八番の日奥・四十九番の日進である。なお十四番の日目について、渡辺先生は同書の中で建武元年七月四日に配当されているが、その出典を確認することはできなかった。

右の年表によれば、聖人滅後の三年目の弘安八年（一二八五）の日昭から、文祿五年（一五九六）の日奥まで、約三百年間に亘って継続的に門弟の諫暁が行われていた

ことが確認できる。また年表の最後である文化十二年（一八一五）の日進のみ、他の先師達と大きく時代を隔てており、諫暁の歴史の下限を下けているが、日奥以降、日進に至るまでの約二百年間において諫暁が行われていた事跡は管見の限りでは確認できなかった。

門弟は資料Ⅰの「書名」の項に示すように、その大半は「申状」や「訴状」、「目安」をもって為政者や上位の者への諫暁に及び、多くの門弟が副進として「申状」

や「訴状」とともに、『立正安国論』を副えて上奏していることが確認できる。したがって、これら門弟による諫暁の目的は、聖人の『立正安国論』とその趣旨を為政者へ献策することと推察され、その諫暁の理念は少なくとも、『安国論由来記』を副進として添えている日奥まで継承されたことが伺える。

また、日目や日道をはじめとする日興門下の諸師は、『立正安国論』に加え、門流の先師が提出した「申状」の趣旨や、『三時弘経次第』などを添えており、さらに日住の『妙法治世集』や、日奥の『末法相応本化所立之法華宗法門之条々』のように、自作の書を副進として添えたことも確認できる。このことから各門流や諸師によって諫暁の様式が異なることが推察できるが、その点については今後の課題としたい。

### 三、『日高申状』について

次に、先に示した門弟の諫暁の中から、特に六番の師公日高の申状を取りあげ、その内容を確認していきたい。

日高は、身延において聖人のかたわらで生活し、聖人の葬列にも参加した面授の弟子であり、自身の直筆の申状と副進の『立正安国論』の書写本が現存していること

から、本稿における考察の対象とした。

現在、日高の申状は『日蓮宗宗学全書』<sup>10</sup> 一巻と『山法華経寺史料』<sup>11</sup> に収録されており、その全文を拝することができ、両書に収録される申状はその本文内容は同一であるが、表題については『宗学全書』所収の申状が『日高申状』であるのに対して、『法華経寺史料』所収の申状には『日高申状案』という表題が付されており、『宗学全書』収録の『日高申状』には見られない「案」の一字が加えられていることが確認できる。

この「案」という一字の意味は、『鎌倉遺文にみる中世の言葉辞典』<sup>12</sup> によれば、「原本と同じ効力をもつ複製として作成された写しのこと。現代でいう下書きの意味とは異なる」と解説されている。<sup>13</sup> このことから、中山法華経寺所蔵の「申状案」は、『日高申状』の正本と同じ効力をもつ「控え」であることが理解できる。

次に『日高申状』の本文を示すと以下の通りである。

請<sup>フ</sup>殊<sup>ニ</sup>、且<sup>ツ</sup>任<sup>セ</sup>積尊<sup>ノ</sup>遺教<sup>ニ</sup>、且<sup>ツ</sup>依<sup>リ</sup>如来<sup>ノ</sup>付  
属<sup>ニ</sup>、流<sup>ニ</sup>布<sup>シ</sup>妙法蓮華経<sup>ノ</sup>簡要<sup>ヲ</sup>、被<sup>レ</sup>停<sup>ニ</sup>止国中<sup>ノ</sup>、  
邪法<sup>ヲ</sup>、致<sup>シ</sup>中<sup>ノ</sup>刹<sup>ト</sup>ラ、天下泰平異敵降伏<sup>ノ</sup>祈<sup>ヒ</sup>状<sup>ト</sup>、

副進

壹卷 立正安国論

右、日高謹テ檢ニルニ旧貫ノ靈跡ヲ、去テ淺キヲ深キニ賢聖ノ所レ好ム、捨テ權ヲ入レルハ実ニ諸仏ノ正意ナリ、其実ト者妙法蓮華經是レ也、然レハ本地深奥ノ付属正直、捨權ノ実說現ニ當ノ祈願 天下ノ泰平宜ク在ル干此ニ、而レ世專ク背テ正路ニ、人悉ク行テ邪途ニ故ニ、善神含テ怨ヲ捨テ國ヲ、惡鬼得テ使テ成難ヲ、因テ茲ニ、先師日蓮聖人、匪ニ菅ニ顧ノミ先難ヲ、又兼テ「勘ヘ後災」ヲ、所謂集メ諸經ノ文ヲ造リ一卷ノ書ヲ、名テ曰フ立正安國論ト、委ニ目見ニ干此ニ、去ル」文応元年、雖レ備フト上覽ニ不レ達ニ微志ヲ、空ケ遷化シ畢マ、嗚呼近日之間、天地レ成恠マ、異敵襲レウ國ヲ、先師所レ勸ル宛ニ同ニ符契ニ、夫レ知レ未萌ノ者ハ六正之聖臣、弘ル法華ノ者諸仏ノ之使者也、就レ中先師、得レ生於此土ニ、豈ニ不レ思シ吾カ國ヲ哉、是レ偏ニ為レ身ノ不レ申サレマ、為レ君ノ為ニ國申スレマ、若シ此事相ニ貽サレハ、御不審ニ者、早ク被レ召ニ合ハセ」謗法ノ流類等マ、遂ケ一決、被レ禁ニ止セ邪法ヲ、被レ賞ニ正法ヲ、異賊退散シマ、国土安穩ナラン耳、仍テ粗言如上如レ件、

『日高申状』はまず、「旧記の靈跡をしらぶる」として、現当の祈願・天下泰平の祈りは、仏の実意である妙法蓮華經に依ることが述べられる。しかし世の人々は正

法に背を向け邪法に帰依しており、その結果善神が捨國し惡鬼が難を興すとし、このことから先師日蓮聖人は先難を顧みるだけでなく、後の災いを勘えて『立正安國論』を述作し上奏したこと、しかるにその志は達せず遷化されたことを記している。

続いて、近日に異敵が國を襲い、聖人の勸える所が宛も符契に同じであるとして、聖人の『立正安國論』の予言が的中した事実を述べ、未萌を知る者は六聖の正臣、法華經を広める者は仏の使者であるとしている。そして聖人はこの土に生を受けたのであるから、我が身の為ではなく、國のため君のためにこれを主張するとして、謗法の者との対決を望み、邪法を禁止し正法を賞賛することを要請している。

以上のように『日高申状』は、『立正安國論』述作の由来や上奏の経緯、その予言が的中した事実を記しており、全体の文脈から聖人の『立正安國論』の上奏による諫曉の趣意を示すものと推察できる。

その中で日高は、「夫レ知レ未萌ノ者ハ六正之聖臣、弘ル法華ノ者諸仏ノ之使者也」と述べ、『立正安國論』で説示された予言の的中をもって、聖人を「六正の聖臣」、「諸仏の使者」と評している。日高が聖人と『立正安國

論』をどのように受け止めたのかという視点に立脚して見たとき、ここでは特に「六正の聖臣」の語に注目できよう。

「六正の聖臣」は『貞観政要』<sup>15</sup>に説かれる忠臣のことである。『貞観政要』の巻第三において、太宗の賢臣魏徵が儒家書である『説苑』を引用し、ここに人臣の六つの正しい行いとして「六正の聖臣」が説かれている。

故説苑曰、人臣之行有六正、有六邪。修六正則榮、犯六邪則辱。何謂六正。一曰、萌芽未動、形兆未見、照然獨見存亡之機、豫禁乎未然之前、使主超然立乎顯榮之処。如此者、聖臣也。二曰、虚心白意、進善通道、勉主以礼義、喻主以長策、將順其美、匡救其惡。如此者、良臣也。三曰、夙興夜寐、進賢不懈、数称往古之行事、以励主意。如此者、忠臣也。四曰、明察成敗、早防而救之、塞其間、絶其源、転禍以為福、使君終已無憂。如此者、智臣也。五曰、守文奉法、任官職事、辞禄讓賜、衣食節儉。如此者、貞臣也。六曰、国家昏乱、所為不諛、敢犯主之嚴顔、面言主之過失。如此者、直臣也。是謂六正。<sup>16</sup>

すなわち「六正の聖臣」とは、聖臣・良臣・忠臣・智臣・貞臣・直臣を指し、これら六正を修めれば国は榮え、逆に六邪を犯せばなされて、辱めを受けるとされる。

『日高申状』に引用された「聖臣」は、右の『説苑』によれば、「物事の兆しがまだ動かず、その兆しがまだ顕われない前に、明らかに国家の存亡の分かれ目に関わるか否かを見抜き、前もって事が起こらない時に抑え止め、主君をして超然として尊く榮える地位に立たしめる者」にあたる。

この『説苑』の記述から考えると、日高は聖人の『立正安国論』述作と上奏は、正法である法華経を弘める「諸仏の使者」という仏教者としての側面と、国に起こる危機を未然に察知しそれを防ぐ「未萌を知る聖臣」という、儒教の説く世俗的倫理に基づいた行動であったと受け止めることが推察できる。

#### 四、『日高申状』と『昨日御書』

ところで、聖人が『貞観政要』を読み、自らそれを書写されていたことは周知の通りである。<sup>17</sup>漢文学研究の原田種成氏は『貞観政要の研究』<sup>18</sup>の中で、「日蓮の遺文の中には貞観政要の語句を用いていることが多く、貞観



政要に対して極めて関心が高かったものと認められる」と指摘し、同書の中で『貞観政要』の文が引用される聖人遺文を列挙している。

同書に挙げられた聖人遺文を確認したところ、それらの中には「六正の聖臣」の引用は見当たらなかった。そこで遺文全体に視野を広げると、文永八年（一二七一）九月十二日に、平頼綱に与えたとされる『一昨日御書』に「六正の聖臣」の語が引用されることが確認出来た。

『一昨日御書』は真蹟は存在せず、写本として身延『日朝本』と『平賀本』の存在が確認される。『日蓮聖人遺文辞典（歴史篇）』によれば、本書は文応元年に北条時頼に上奏した『立正安国論』の予言が、文永五年の蒙古国書到来としての申し、他国侵逼難の危機を感じた聖人が、再度『立正安国論』を平頼綱に進めるべく添えた書状とされている。その本文は以下の通りである。

一昨日罷入見参候之条悦入候。抑人之在レ世誰不レ思後世。仏之出世ハ専ラ為レ救ハ衆生也。爰ニ日蓮自レ成ニ比丘。旁一開キ法門ヲ已ニ覚ニ諸仏之本意ニ早ク得テ出離ノ大要ニ。其要、者妙法蓮華経是也。一乗ノ崇重ニ三国ノ繁昌儀流ルル眼前ニ。誰カ貽ニ疑網ヲ哉。

而、専ラ背テ正路ニ偏ニ行ニ邪途ヲ。然、間聖人捨テ国ヲ善神成レ、七難並ニ起テ四海不レ閑カナラ。方今世悉婦ニ、関東ニ人皆貴ニ土風ヲ。就レ中日蓮得レ生ヲ於此土ニ、豈ニ不レ思ニ吾国ヲ哉。仍テ造ニ立正安国論ニ故最明寺入道殿之御時以テ宿屋ノ入道ニ入レ見参ニ畢。而ルニ近年之間多日之程犬戎乱シ浪ヲ夷敵伺フ国ヲ。先年所ニ勸申ス近日令ニ普合セ者也。彼太公之入ニシハ、殷国ニ也依ル西伯之礼ニ。張良之量リハ、秦朝ニ也感ニスレハ、漢王之誠ニ。是皆当ニ于時ニ得ニ於賞ニ。回ニ謀ヲ於帷帳之中ニ決ニ勝ヲ于千里之外ニ者也。夫知ル未萌ニ者、六正ノ聖臣也。弘ニ法華ヲ者、諸仏之使者也。而ルニ日蓮忝クモ、開レ驚嶺鶴林之文ニ、覺ル鵝王鳥瑟之志ニ。剩ハ勸ニ将来ニ粗得ニ普合ニ。雖レ不レ及ニ先哲ニ定ニ可レ希ナル後人ニハ者也。知レ法ヲ思フノ国志シ尤モ可レ被賞レ之処、邪法邪教之輩譏奏讒言ニ、之間久ク懷ニ大忠ニ而未レ達ニ微望ニ。剩サハ罷リ入ルコト不快ノ之見参ニ、偏ニ愁フル難治之次第者也。伏、惟、不レ昇ニ泰山ニ者、不レ知ニ天ノ高キヲ。不レ入ニ深谷ニ者、不レ知ニ地ノ厚キヲ。仍テ為ニ御存知ニ立正安国論一卷進ニ覽ス之。所ニ勸ヘ載ニスル之文九牛之一毛也。未レ尽ニ微志ニ耳。抑モ貴道ハ者、當時天下之棟梁也。何ソ損ニ国中之良材ニ哉。早ク

回<sup>レ</sup>ラシ<sup>テ</sup>賢慮<sup>ニ</sup>須<sup>レ</sup>ク退<sup>ニ</sup>異敵<sup>ヲ</sup>。安<sup>シ</sup>世<sup>ヲ</sup>安<sup>ス</sup>ル<sup>ヲ</sup>国<sup>ヲ</sup>為<sup>レ</sup>シ忠<sup>ト</sup>  
為<sup>レ</sup>ス孝<sup>ト</sup>矣。是偏<sup>ニ</sup>為<sup>レ</sup>身<sup>ノ</sup>不<sup>レ</sup>述<sup>ヘ</sup>之<sup>ヲ</sup>。為<sup>レ</sup>君<sup>ノ</sup>為<sup>レ</sup>臣<sup>ノ</sup>  
為<sup>レ</sup>神<sup>ノ</sup>為<sup>レ</sup>一切衆生<sup>ノ</sup>所<sup>レ</sup>令<sup>ニ</sup>言<sup>ニ</sup>上<sup>ニ</sup>也。恐<sup>レ</sup>恐<sup>レ</sup>謹<sup>言</sup>。<sup>21)</sup>

本書において聖人は、「先年所<sup>レ</sup>勸<sup>ヘ</sup>申<sup>テ</sup>近日令<sup>ニ</sup>令<sup>ニ</sup>善<sup>ニ</sup>合<sup>ニ</sup>者<sup>也</sup>」と述べて時頼に上奏した『立正安国論』の予言的  
の中を示し、次いで中国における名君忠臣の先例を引い  
た上で、「未萌<sup>者</sup>六正ノ聖臣也。弘<sup>ニ</sup>法<sup>ヲ</sup>華<sup>ヲ</sup>者<sup>ハ</sup>諸<sup>ノ</sup>仏之<sup>ノ</sup>使者也。」として、自らを兼知未萌の「六正の聖臣」、法  
華経を弘むる「諸仏の使者」と称されている。

そこには、為政者である時頼への『立正安国論』の上  
奏と、その予言の中という自身の行動を、『貞観政要』  
に説かれる主君の水先案内としての「聖臣」に自らをな  
ぞらえていることが拝察されるのである。

ところで、先に述べたように『一昨日御書』には真蹟  
が伝わらないが、『一昨日御書』と『日高申状』を見比  
べてみると、『六正の聖臣』が説示される箇所は本文に  
波線で示したように両書共通しており、『立正安国論』  
の予言的中の事実を記した文脈であることに気がつく。<sup>22)</sup>  
その他にも両書には二箇所類似した説示が見受けられる  
のである(波線部分参照)。

また『撰時抄』に「外典ニ云ク、未萌をしるを聖人と

いう」、<sup>23)</sup>『三沢抄』に「聖人は未萌を知ると申して三世の  
中に未来の事を知るまことの聖人とは申さなり」、<sup>24)</sup>『滝  
泉寺申状』に「外書ニ云ク知<sup>ル</sup>未萌<sup>者</sup>聖人也」<sup>25)</sup>とある文も  
『貞観政要』所引の『説苑』を指している可能性が高い  
と思われる。

これらの説示の類似を踏まえ、聖人面授の弟子である  
日高が自身の「申状」において聖人を「六正の聖臣」と  
受け止めていることを考えると、聖人自身の『立正安国  
論』上奏の側面には、『貞観政要』に説かれる世俗的倫  
理があり、中国の帝王学を行動規範の一つとされていた  
ことが推察できる。

#### 四、おわりに

以上、本稿では聖人の『立正安国論』上奏の理念を知  
るために、滅後の門弟がどのようにそれを継承してきた  
のかについて、諫暁におよんだ門弟を年表によって確認  
し、特に日高の「申状」に着目して検討してきた。

その結果、『日高申状』と『一昨日御書』等の説示が  
類似していること、さらに両書に共通して『貞観政要』  
の「六正の聖臣」が引用されていたことが確認できた。  
これらのことから、『立正安国論』の述作のために、聖

人が中国の帝王学、政治観を把握されていたこと、そして『立正安国論』を述作し上奏せざるを得なかったのか、その述作と上奏の背景には、仏弟子・如来使としての仏教的倫理に加え、『貞観政要』に説かれる「主君と忠臣の関係」という世俗的倫理があったことが理解できた。

註

- (1) 拙稿「立正安国論の一考察―遺文中に見る『立正安国論』表記を中心として―」(『日蓮教学研究所紀要』第三六号所収。平成二十一年)
- (2) 望月欲厚『日蓮宗学説史』(平楽寺書店、昭和四三年)
- (3) 右同書九八頁
- (4) 渡辺宝陽『日蓮宗信行論の研究』(平楽寺書店、昭和五年)
- (5) 右同書一三七頁
- (6) なお『富士宗学要集』所引の各種申状の考察については、今後の課題としたい。
- (7) 「申状」とは、『国史大辞典』第一三卷(吉川弘文館、平成四年)によれば「下位の者より上位に向かって差し出す上申文書の種類。公式様文書の解の文書様式。申文と同義に用いられることが多いが、申文は公家の官位申請文章に用いられるため申状とは区別される。鎌倉時代では訴訟の際の原告が提出する訴状」のこと(七九三頁)。

(8) 「訴状」とは、『国史大辞典』第八卷(吉川弘文館、昭和六二年)によれば、次のように解説されている。「平安時代以降訴人が訴訟機関に訴えの主張内容を記して提出した上申文書の様式。(中略)平安時代以降、上申文書はその内容によって種々の文章様式名が付けられるようになり、訴訟の際訴人が訴訟機関に提出する文書は訴状の名で呼ばれるようになった」(六二八頁)。

- (9) 「目安」とは、『国史大辞典』第一三卷によれば、「本来、閲覧に便利なように過剰書にした文書のこと。中世、特に南北朝時代以降、訴陳情・軍忠状の内容を簡条書にし、書出しに《目安》と書き、書止め文言を《目安言上如件》と結んだ文章がみられるようになったことから、これらの文書を目安と読んでいた」とある(七七四頁)。
- (10) 『日蓮宗学全書』第一卷上聖部(山喜房仏書林、昭和三四年)
- (11) 中尾堯『中山法華経寺史料』(吉川弘文館、昭和四三年)
- (12) ことばの中世研究会編『鎌倉遺文にみる中世のことば辞典』(東京堂出版、平成一九年)
- (13) 右同書八六頁
- (14) 『中山法華経寺史料』二八頁。なお、訓点は『日蓮宗学全書』第一卷に依り、筆者が私に付した。
- (15) 『貞観政要』は、唐の二代太宗(李世民。五九九―六四九)と群臣との政治上の論議を、史官である呉兢が編纂した歴史書。日本では特に帝王学に取り込まれた。鎌倉時代、

北条政子は書き下し文を作らせ、北条時頼は建長二年に将軍頼嗣に献じたとされている。

(16) 『貞観政要』(『新釈漢文大系』第九五卷〈明治書院、昭和三年〉二一八―二一九頁)、『説苑』(『中国古典新書説苑』〈明德出版社、昭和四四年〉五〇―五一頁)

(17) 日蓮聖人親写の『貞観政要』は、四十八紙が北山本門寺に格護されている。その他、原田種成『貞観政要の研究』(吉川弘文館、昭和四〇年)によれば、長野県宗徳寺、身延町大野の本遠寺・京都の頂妙寺・本圀寺・本法寺、村雲瑞龍寺などに現存している(二〇七頁)。

(18) 右同書

(19) 右同書二一四頁

(20) 立正大学日蓮教学研究所編『日蓮宗遺文辞典 歴史篇』(身延山久遠寺、昭和六〇年) 六三頁

(21) 『定本遺文』五〇一頁

(22) 本稿掲載の『日高申状』と『一昨日御書』の波線部分参照。なお波線は筆者が私に付した。

(23) 『定本遺文』一〇五三頁

(24) 『定本遺文』一四四五頁

(25) 『定本遺文』一六七八頁